

4/28 時点修正あり

倉吉記者クラブ加盟社 御中

発信元	琴浦町
担当課	総務課
担当者	石賀 勝
連絡先	0858-52-2111
令和2年4月28日(火)	

「特別定額給付金申請書の発送作業」

- 申請書の封入作業を他部署応援職員と行き、連休明けに町民の自宅へ
- 5/14(木)より支払いを開始

(速やかに給付金をお支払いするため、支払回数を月2回から月5回に増やして対応)

主催 琴浦町 (担当課：総務課)

日時 令和2年 4月30日(木) 13時00分～

場所 琴浦町役場本庁舎 防災会議室ほか ※封入作業等の取材可

事業紹介

国が1人当たり10万円支給する特別定額給付金について、琴浦町では、4月22日の町臨時議会にて予算措置し、申請書の送付事務に着手しました。

一刻も早く町民に給付金をお支払いするため、4月30日(木)に申請書の封入作業を他部署からの応援職員と行います。

早い家庭では、申請書が5月1日(金)より各家庭に配達されます。原則、返信用封筒による郵送により申請いただきます。

申請を受理したものより、給付金をお支払いすることとしており、初回の振込を5/14(木)を予定しています。また、支払いは、通常、月2回の支払回数を、指定金融機関と協力し、毎週、支払い日を設け、速やかに町民の方へお支払いするよう独自の工夫を行っています。

また、このたびの申請では、「本人確認書類の写し」の添付が必要とされていますが、家庭や自宅周辺でコピーをすることができない環境にある高齢者世帯などへの支援として、旧小学校区単位に配置している9つの地区公民館にてコピーなどの独自の支援を行います。

<今後の予定>

4/30(木) 郵便局へ持ち込み(一部)

5/1(金)～ 町民のご家庭へ配達

5/7(木)～ 受付開始

5/14(木) 第1回目の振込み(申請を受理したものより支払いを開始)

※毎週、支払日を設け、申請を受付けたものより随時支払い
通常、月2回の支払いを週1回の支払い(月5回程度に増)